



2026年3月期 第1四半期決算短信〔日本基準〕（非連結）

2025年8月12日

上場会社名 スカイマーク株式会社
コード番号 9204 URL <https://www.skymark.co.jp/>
代表者 (役職名) 代表取締役社長執行役員 (氏名) 本橋 学
問合せ先責任者 (役職名) 執行役員 財務経理・IR担当 (氏名) 田上 馨 TEL 03(5708)8280
配当支払開始予定日 —
決算補足説明資料作成の有無：有
決算説明会開催の有無：有（機関投資家、アナリスト向け）

（百万円未満切捨て）

1. 2026年3月期第1四半期の業績（2025年4月1日～2025年6月30日）

（1）経営成績（累計）

（％表示は、対前年同四半期増減率）

	事業収益		営業利益		経常利益		四半期純利益	
	百万円	％	百万円	％	百万円	％	百万円	％
2026年3月期第1四半期	23,579	0.2	△1,630	—	△3,113	—	△2,774	—
2025年3月期第1四半期	23,542	6.3	△2,182	—	△1,024	—	△1,516	—

	1株当たり 四半期純利益	潜在株式調整後 1株当たり 四半期純利益
	円 銭	円 銭
2026年3月期第1四半期	△46.06	—
2025年3月期第1四半期	△25.73	—

（注）潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（2）財政状態

	総資産	純資産	自己資本比率
	百万円	百万円	％
2026年3月期第1四半期	104,604	23,317	22.3
2025年3月期	103,888	27,119	26.1

（参考）自己資本 2026年3月期第1四半期 23,317百万円 2025年3月期 27,119百万円

2. 配当の状況

	年間配当金				
	第1四半期末	第2四半期末	第3四半期末	期末	合計
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭
2025年3月期	—	0.00	—	3.00	3.00
2026年3月期	—				
2026年3月期（予想）		0.00	—	—	—

（注）1. 直近に公表されている配当予想からの修正の有無：無

2. 当社は定款において第2四半期末及び期末日を配当基準日と定めておりますが、現時点では2026年3月期の期末における配当予想額は未定としております。

3. 2026年3月期の業績予想（2025年4月1日～2026年3月31日）

（％表示は、対前期増減率）

	事業収益		営業利益		経常利益		当期純利益		1株当たり 当期純利益
	百万円	％	百万円	％	百万円	％	百万円	％	円 銭
通期	117,300	7.7	2,000	9.5	2,100	176.2	1,200	△44.1	19.93

（注）1. 直近に公表されている業績予想からの修正の有無：無

2. 当社は年次での業務管理を行っておりますので、第2四半期（累計）の業績予想の記載を省略しております。

※ 注記事項

(1) 四半期財務諸表の作成に特有の会計処理の適用：無

(2) 会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正再表示

- ① 会計基準等の改正に伴う会計方針の変更：無
- ② ①以外の会計方針の変更：無
- ③ 会計上の見積りの変更：無
- ④ 修正再表示：無

(3) 発行済株式数（普通株式）

① 期末発行済株式数（自己株式を含む）	2026年3月期1Q	60,329,400株	2025年3月期	60,329,400株
② 期末自己株式数	2026年3月期1Q	122,830株	2025年3月期	106,430株
③ 期中平均株式数（四半期累計）	2026年3月期1Q	60,222,790株	2025年3月期1Q	58,949,373株

※ 添付される四半期財務諸表に対する公認会計士又は監査法人によるレビュー：有（任意）

※ 業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項

（将来に関する記述等についてのご注意）

本資料に記載されている業績見通し等の将来に関する記述は、当社が現在入手している情報及び合理的であると判断する一定の前提に基づいており、その達成を当社として約束する趣旨のものではありません。また、実際の業績等は様々な要因により大きく異なる可能性があります。業績予想の前提となる条件及び業績予想のご利用にあたっての注意事項等については、[添付資料] 2 ページ「1. 経営成績等の概況（3）業績予想などの将来予測情報に関する説明」をご覧ください。

（決算補足説明資料及び決算説明会内容の入手方法）

当社は、2025年8月12日（火）に機関投資家・アナリスト向けオンライン決算説明会を開催する予定です。
この説明会の内容（動画）及び決算補足説明資料については、速やかに当社IRサイトに掲載する予定です。

○添付資料の目次

1. 経営成績等の概況	2
(1) 当四半期の経営成績の概況	2
(2) 当四半期の財政状態の概況	2
(3) 業績予想などの将来予測情報に関する説明	2
2. 四半期財務諸表及び主な注記	3
(1) 四半期貸借対照表	3
(2) 四半期損益計算書	5
(3) 四半期財務諸表に関する注記事項	6
(四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項)	6
(セグメント情報等の注記)	6
(株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記)	6
(継続企業の前提に関する注記)	6
(四半期キャッシュ・フロー計算書に関する注記)	6
(重要な後発事象の注記)	6

[独立監査人の四半期財務諸表に対する期中レビュー報告書]

1. 経営成績等の概況

（1）当四半期の経営成績の概況

当第1四半期累計期間（2025年4月1日～2025年6月30日）におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善、インバウンド需要の増加等により緩やかな回復基調で推移いたしました。一方で、継続した物価上昇による個人消費の弱含み、米国の関税政策動向の不確実性の高まり、中東情勢の緊迫化など、先行きは依然として不透明な状況が続いております。

当社が事業を展開する国内線航空市場においては、円安や海外の物価高騰による国内旅行へのシフトなどを背景に、旅客需要は堅調に推移いたしました。一方で、国内線航空会社各社がノンビジネス需要の獲得を強化したことで、これまで以上に価格競争環境は激化しております。

このような厳しい環境下において、当第1四半期累計期間の有償旅客数は1,856,059名（前年比6.9%減）となりました。事業収益の最大化を目指した戦略的な単価設定により、有償旅客数は減少いたしましたが、旅客単価が前年同期を上回ったことで、事業収益は第1四半期における過去最高を記録いたしました。

営業費用については、世界的なインフレ影響による物価高騰、政府補助縮小等の要因により継続した増加傾向にあります。これらのコスト上昇に対して、オペレーション業務の見直しやコスト管理の徹底等の自助努力による費用抑制に取り組みました。

また、2026年3月期の事業運営方針に掲げる「収益性の高い事業構造への進化・変革」及び「2027年3月期以降の飛躍的成長に向けた準備」に取り組み、各種手数料の改定を実施いたしました。更には、顧客利便性向上を目指したフォワードシートのWEB予約や若年層向け新運賃導入といった諸準備、事業可能性の検討に向けた国際チャーター便の運航準備等、多岐にわたる施策を進めてまいりました。

（事業収益及び営業費用の状況）

当第1四半期累計期間においては、堅調な旅客需要により、事業収益は23,579百万円（前年同期比0.2%増）となりました。事業費につきましては、機材保守整備に係る委託費用の減少により23,444百万円（前年同期比2.7%減）となり、営業損失は1,630百万円（前年同期は2,182百万円の営業損失）となりました。

営業外費用では、主に円高に伴う外貨建資産に係る評価損としての為替差損を1,054百万円計上し経常損失は3,113百万円（前年同期は1,024百万円の経常損失）に、四半期純損失は2,774百万円（前年同期は1,516百万円の四半期純損失）にそれぞれなりました。

（2）当四半期の財政状態の概況

当第1四半期会計期間末の資産合計は104,604百万円となり、前事業年度末に比べ715百万円増加しました。これは主に、現金及び預金が1,529百万円、未収入金が1,006百万円減少した一方で、航空機購入における建設仮勘定の増加1,715百万円、フルフライトシミュレーター購入による機械及び装置の増加1,623百万円によるものです。負債合計は81,286百万円となり、前事業年度末に比べ4,517百万円増加しました。これは主に、契約負債の増加3,450百万円及びデリバティブ債務の増加893百万円によるものです。純資産合計は23,317百万円となり、前事業年度末に比べ3,801百万円減少しました。これは主に、剰余金の配当及び四半期純損失による利益剰余金の減少2,954百万円によるものです。

（3）業績予想などの将来予測情報に関する説明

2026年3月期の業績予想については、2025年5月15日に開示いたしました「2025年3月期 決算短信」から変更はありません。

2. 四半期財務諸表及び主な注記

(1) 四半期貸借対照表

(単位：百万円)

	前事業年度 (2025年3月31日)	当第1四半期会計期間 (2025年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	26,018	24,489
営業未収入金	5,467	5,826
貯蔵品	56	38
未収入金	2,448	1,442
前払費用	4,332	3,965
デリバティブ債権	62	320
為替予約	952	236
その他	84	92
流動資産合計	39,424	36,411
固定資産		
有形固定資産		
航空機材（純額）	8,765	8,414
その他（純額）	6,996	10,258
有形固定資産合計	15,762	18,673
無形固定資産	218	271
投資その他の資産		
長期前払費用	533	473
敷金及び保証金	3,961	3,857
長期預け金	24,423	24,492
繰延税金資産	19,478	20,277
デリバティブ債権	8	125
為替予約	78	21
その他	0	0
投資その他の資産合計	48,483	49,248
固定資産合計	64,464	68,193
資産合計	103,888	104,604
負債の部		
流動負債		
営業未払金	3,805	4,838
短期借入金	20,000	20,000
1年内返済予定の長期借入金	1,750	1,875
未払法人税等	32	8
契約負債	13,862	17,313
返還整備引当金	—	782
定期整備引当金	7,288	6,739
賞与引当金	903	461
デリバティブ債務	133	1,024
為替予約	—	66
その他	2,122	2,397
流動負債合計	49,897	55,506
固定負債		
長期借入金	7,500	7,500
返還整備引当金	2,461	2,375
定期整備引当金	15,543	14,441
資産除去債務	320	320
デリバティブ債務	259	261
為替予約	52	134
その他	736	745
固定負債合計	26,871	25,779
負債合計	76,769	81,286

(単位：百万円)

	前事業年度 (2025年3月31日)	当第1四半期会計期間 (2025年6月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	100	100
資本剰余金	17,966	17,966
利益剰余金	8,858	5,903
自己株式	△89	△89
株主資本合計	26,835	23,880
評価・換算差額等		
繰延ヘッジ損益	284	△562
評価・換算差額等合計	284	△562
純資産合計	27,119	23,317
負債純資産合計	103,888	104,604

（2）四半期損益計算書
（第1四半期累計期間）

（単位：百万円）

	前第1四半期累計期間 （自 2024年4月1日 至 2024年6月30日）	当第1四半期累計期間 （自 2025年4月1日 至 2025年6月30日）
事業収益	23,542	23,579
事業費	24,097	23,444
事業総利益又は事業総損失（△）	△554	135
販売費及び一般管理費	1,628	1,765
営業損失（△）	△2,182	△1,630
営業外収益		
為替差益	1,101	—
違約金収入	205	193
受取利息	26	40
その他	35	27
営業外収益合計	1,368	261
営業外費用		
支払利息	123	159
為替差損	—	1,054
支払手数料	4	484
固定資産除却損	81	43
その他	0	1
営業外費用合計	210	1,744
経常損失（△）	△1,024	△3,113
税引前四半期純損失（△）	△1,024	△3,113
法人税、住民税及び事業税	8	8
法人税等調整額	483	△347
法人税等合計	491	△339
四半期純損失（△）	△1,516	△2,774

(3) 四半期財務諸表に関する注記事項

(四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

当社の四半期財務諸表は、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準（ただし、四半期財務諸表等の作成基準第4条第2項に定める記載の省略を適用）に準拠して作成しております。

(セグメント情報等の注記)

当社の事業セグメントは、航空事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記)

該当事項はありません。

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(四半期キャッシュ・フロー計算書に関する注記)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費（無形固定資産に係る償却費を含む。）は、次のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年6月30日)
減価償却費	621百万円	639百万円

(重要な後発事象の注記)

多額な資金の借換

当社は、株式会社みずほ銀行、株式会社三井住友銀行、株式会社りそな銀行、株式会社日本政策投資銀行をアレンジャーとするシンジケートローンの借入（借換）契約を2025年7月28日に締結し、同年7月31日に実行いたしました。

- (1) 借入金総額 20,000百万円
- (2) 借入利率 基準金利＋スプレッド
- (3) 借入実行日 2025年7月31日
- (4) 返済期限 2026年7月31日
- (5) 返済方法 期限一括返済

独立監査人の四半期財務諸表に対する期中レビュー報告書

2025年8月8日

スカイマーク株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

上田 知範

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

笹岡 祐也

監査人の結論

当監査法人は、四半期決算短信の「添付資料」に掲げられているスカイマーク株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第30期事業年度の第1四半期会計期間（2025年4月1日から2025年6月30日まで）及び第1四半期累計期間（2025年4月1日から2025年6月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準（ただし、四半期財務諸表等の作成基準第4条第2項に定める記載の省略が適用されている。）に準拠して作成されていないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準（ただし、四半期財務諸表等の作成基準第4条第2項に定める記載の省略が適用されている。）に準拠して四半期財務諸表を作成することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準（ただし、四半期財務諸表等の作成基準第4条第2項に定める記載の省略が適用されている。）に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準（ただし、四半期財務諸表等の作成基準第4条第2項に定める記載の省略が適用されている。）に準拠して作成されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準（ただし、四半期財務諸表等の作成基準第4条第2項に定める記載の省略が適用されている。）に準拠して作成されていないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- （注） 1. 上記の期中レビュー報告書の原本は当社（四半期決算短信開示会社）が別途保管しております。
2. X B R L データ及びHTMLデータは期中レビューの対象には含まれていません。